内閣衆質九三第一 号

昭和五十五年十月十四 日

内 閣 総 理大臣 鈴 木

善

幸

衆 議 院 議 長 福 田 殿

衆議院議員楢崎弥之助君提出最近

の防

衛力増

強に

関する質問

に対

別紙答弁書を送付する。

(質問の

衆 議 院 議 員 楢 崎 弥之助君提 出最近 の防 衛力増 強に関する質問に対する答弁書

一について

1 政府としては、「防衛計 画の大綱」に従つて防衛力の整備に努めているところであ るが、 現

在 0 防 衛 力 は、 同 大 綱 が 定め る水準にまだ到 達 してい ない のが 現状で ある。 L たが つて、 同

水 準 0 口 及 的 速 B か な達 成 を 図ることが 必 要であると考えてお b, 今直ちに 防 衛 計 画 0 大

綱」を改正することは考えていない。

2 昭 和 五. + 五 年 · 度 か 5 五 + 九 年 度 ま で 0 主 一要事 業等、 を見積 つた 中 - 期業務 見 積 ŋ は、 防 衛 庁

が 既 に 玉 防 会 議 に 諮 り、 閣 議 12 か け Ź 決定 し た 防 衛 計 画 0) 大 綱 に 基づ き、 毎 年 度 \mathcal{O} 予 算

概 算 要 求 、等を作成するに当たり、 その参考とすることを目的として作成した防 衛庁 限 りの 資

料 であるので、 国防会議及び閣議 の了承を得なかつたものである。

二について

質 問 が、 我 が 玉 0) 領 域 外 (T) 海 上 交 通路において、 我 が 玉 以 が 外 の 玉 に 対する 武 力攻撃に 対 処す

るた め、 自衛隊 が当 該 国と共 同 L て武力行使をすることができるかという意味であ れば、 この

ような自衛隊の行動は、 集団的自衛権の行使であり、 憲法の認めているところではないと考え

ている。

三について

1 政 府 は、 憲法上保 有を禁じられてい ない核 兵器を保有しないことをも含めてい わゆ る非核

二原則を堅持しているところである。

2 「い わゆ る海外派兵とは、一般的にい えば、 武力行使の目的 をも つて武装し た部隊 を他 玉

 \mathcal{O} 領土、 領 海、 領空に派遣することである」と定義づけるとすれば、このような海外 派 兵は、

般に自衛のための必要最小限度を超えるものであつて、憲法上許されないと考えている。

3 徴 兵 令 及 び ک れ に 類 す る 行 為 کے は、 **,** \ わ ゆ る 徴 兵 制 度 を 1 う ŧ \mathcal{O} لح 考 え 5 れ る が

般

に、 徴 兵 制 度 と は 国 民 を L て 兵 役 に 服 す る 義 務 を 強 制 的 に 負 わ せ る 玉 民 皆 兵 制 度 で あ 0

て、 軍 隊 を常 設 し、 これ に要す る兵 員 を 毎 年 徴 集 し、 定 期 間 訓 練 L て、 新 陳 交 八代さ せ 戦

時 編 制 \mathcal{O} 要員とし 7 備えるもの をい うと理 解 Ù て お り、 こ の ような徴 兵 制 度 は 憲法 上許さ

れないと考えている。

4 武 器 \mathcal{O} 輸 出 に つ 7 て は、 そ れ に ょ つて 玉 際 紛 争を 助 長 す ることを避 け な け れ ば な 5 な *(*) لح

 \mathcal{O} 政 策 判 断 \mathcal{O} 下 に、 政 府 とし て は、 従 来 か ら、 1 わ ゆ る 武 器 輸 出 三 原 則 を 設 定 L れ に 加

え 7 昭 和 五. + 年二月二十 七 日 衆 議 院 予 算 委 員 会 12 お 1 7 武 器 輸 出 12 0 1 7 \mathcal{O} 政 府 \mathcal{O} 方

針 を 表 明 ک れ 5 \mathcal{O} 原 則 及 び 方 針 に 基 づ 1 て 極 8 て 慎 重 に 対 処 L てきて 1 るところで あ

る。 政府としては、 今後とも、 同 様 に 対 処し て 1 < 所 存 である。

5 政 府 は、 従来か ら、 自 衛 0 た め 0 必要最 小限 度を超えな **(**) 実力を保持することは、 憲 法 第

九 \mathcal{O} た 条 第二 \Diamond に \mathcal{O} 項 み によ 用 1 つ 5 て禁じら れ る兵器に ħ 7 つい 7 な て 7 は、 لح 解 これ を保 7 7 持 る が することが 性 能 上 許 専 さ 5 れ 他 ないと考えて 玉 \mathcal{O} 国 土 0 潰い 1 滅 る。 的 破 壊

6 立 玉 場 際 政 か 的 府 ら、 とし な場に 核拡 て お は 散防 **,** \ て実現 平 止と核軍 和 憲 可 法 能 <u>の</u> 縮を中心とし な措 理念に基づ 置 · を 一 た軍 つ き、 つ 縮 国 積 の進 際 み重ねてい 平 展を主張 和 \mathcal{O} 実 現の していく所存である。 くことが肝要 ため に、 玉 である 連 をは との じめ 基 とする 本的

7 民 主 主 義 玉 家に お 7 て は、 政 治 0 軍 事 に 対 す る優 先 は 確 保され な け れ ば な 5 な () t 0) と考

えている。

任 者 我 た が る 玉 内 \mathcal{O} 現 閣 行 総 制 理 度 大 に 臣 及 お び 1 て 玉 は、 務 大 臣 玉 防 は に 関 憲 す 法 る 上 す 国 ベ 務 て を 含 文 民 め、 で な 玉 け 政 れ \mathcal{O} ば 執 な 行 5 を な 担 *(*) 当 こととさ す る 最 高 れ 0 責

織 たる自 衛隊 も法 律、 予 算 等に つい て国会 <u>つ</u> 民 主的 コ ン \vdash 口] ル の 下 に · 置 か れ 7 *(*) る 0) で あ

また、

玉

防

に

関

す

る

重

要

事

項

に

0

1

7

は

玉

防

会

議

 \mathcal{O}

議

を

経

ることとさ

れ

7

お

り、

更

に

玉

防

組

るから、シビリアン・コントロールの原則は、貫かれているものと考えている。

政府としては、このような制度の下に自衛隊を厳格に管理しているところであり、今後と

もこの点に十分配慮していく所存である。

右答弁する。